

アンリザーブドSOGOオークション 委託販売規約

1. < 販売手数料 >

クローラクレーン、オールテレーンクレーン以外の機械

落札額（消費税別）/ 1台 手数料（消費税別）

110万円以下 ￥85,000均一

111万円～200万円まで 8%

201万円～300万円まで 7%

301万円～500万円まで 6%

501万円以上 5%

クローラクレーン、オールテレーンクレーン

500万円以下 8%

501万円～1,000万円まで 7%

1,001万円～1500万円まで 6%

1,501万円～2000万円まで 5.5%

2,001万円以上 5%

競りの最小単位は1万円

出展を取りやめた場合 クレーン検品料 ￥20,000- クレーン以外の機械の検品料 ￥10,000-

コンテナに入るサイズで同モデルの小型機械は、当社の判断で2～4台パッケージで1ロットに組まれる場合があります。

その際は(落札額÷台数)の額で各1台が売れたという解釈で、1台ずつ手数料の対象となります。

機種・サイズ・機械の内容によっては出展できない場合もあります。（例：部品、自動車、発電機、アタッチメントなど、又は付属部品が大きいもの・複雑なものなど）

2. < 申し込み >

添付の申し込み用紙にてFAX またはメールで申し込みを行ないます。総台数が規定台数となり次第、締め切りとなります。

申込の際、締め切り前であることを当社担当に確認ください。

クローラクレーン、オールテレーンクレーン、メカニカルトラッククレーンは成田会場3日間の開催で原則10台を上限とします。

ラフタークレーンは原則60台を上限とします。

出展希望機械の画像を当社担当に送付します。

当社の判断により、安全面上、機械の状態によっては出展不可能の場合もあります。

委託出展の手順

必要事項をご記入の上、当社にFAX又はメールにて送付してください。

↓

当社担当者の確認および捺印後、返送されます。

↓

オークション会場に出展機械の搬入。

搬入前に出展者自身により機械の洗車・バッテリー確認してください。

↓

オークション開催前3日前後にリストの記載内容の確認のFAXを当社から送信されます。ご確認後当社まで早急にFAXまたはメールして下さい。

↓

オークション終了日より9営業日後に計算書が出展者へFAXされます ⇒ 出展者は内容を確認してご返信ください。 ⇒ 翌日（終了より10営業日）が支払日となります。

3. < 出展可能機械の条件 >

- ・ 製造が25年以内である(機種によっては古くても可能)。
- ・ 洗車済みである。
- ・ 修理を要することなく動作状態が良好である。修理を要する場合は当社の判断により当社指定の修理工場に運送する場合があります。その際に生じた運賃等は出展者の負担となります。
- ・ オークション会場内での出展者による出展機械の修理は認められません。
- ・ 欠品部品がない。 例：・ブレード取り付け部分が欠品しているブルドーザー・バケットやアタッチメントがHリンク、Iリンク等の欠品により取り付けの事が出来ない油圧ショベル等)

機械搬入後、上記条件に満たないと判断される場合、当社指定の業者に修理を手配します。その修理・対応費用は出展者負担となります。

(オークション開催日2週間前までに修理が不可と判断された場合スペースの都合上、すみやかに引き取らなければなりません。) また、欠品がオークション終了後に発覚した際は、販売が無効となることがあります。

- ・ 輸出可能である（書類等の不備で輸出できない場合は出展できません。）
- ・ もともとトンネル仕様・マグネット仕様・または他の特殊仕様の機械に、CAB 載せ換え・塗装などの改造がなされている場合、

「過去にトンネル使用あり USED IN TUNNEL BEFORE」など、出展機械の内容に応じて過去の主要用途が入札者に分かりやすくなるようにリストまたは検品書に記載されることとなります。

また、再塗装機は出展不可ではありませんが、パテ等のハードコーティングによって中の深い腐食が客観的に判断できないような場合は、出展不可と判断する場合があります。委託申し込み時に必ずその旨ご報告下さい。報告のないまま、成約後にそのような改造が明らかになった際は、販売が無効となる場合があります。

- ・ アワーメーター、走行メーターの改ざんは法律で禁止されております。

過去にメーターの交換・改ざんがあると分かっている場合はその旨、予め当社（オークショナー）に通知する

こととします。リストまたは検品書に記載します。落札後に判明した改ざんによって、落札者と生じた問題については善意悪意に関係なく、出展者の責任に帰するものとします。

・ 海外で使用された輸入機は出展できません。

輸入機であることを知らずに搬入された機械が、会場で輸入機であると当社に判断された場合は早急に会場から搬出しなければなりません。また成約後に発覚した場合であっても、販売取消の対象になります。この際手数料は通常通り課されます。いずれの場合も、輸入機の判別は当社が一任するものとします。

・ 冠水した機械は出展できません。その判断は当社が一任するものとします。

成約後、清算後・輸出完了後であっても発覚された場合、販売取消の対象となります。

成約後に、出展機について盗難・残債などの法的問題が発覚した際は、販売は無効となり落札価格の20%の違約金が出展者に課せられることとなります。

出展者は、その他重大な不具合（当社の判断により、重要部品の作動に不具合がある・重要部品が欠品している等）に該当する出展機械・出展車輛に関しては必ず委託出展申込書に記載しなければならないものとします。

4. < 譲渡書類について > 別紙の規約書「車検証などの書類に関する規約」をご参照下さい。

公道走行可の出展機械/車輛/クレーン/ホイールローダー/道路機械など。

車検用書類の有無を必ず、申し込み用紙に記載することとします。記入がない場合は、自動的に「書類なし」とリストに記載されます。

書類はオークション開催日より8日以内に当社へ提出することとします。有効期限のあるものは、期限まで1か月以上なければならないものとし、「書類あり」とした出展機についての出展者への支払いは当社にて書類を受領してからの手続きとします。

・ 機械の製造年が出展日より5年未満の出展機械は建設機械工業会の譲渡証がない場合は原則出展できません。

・ オークション前に提出された書類（またはその複写）だけでは判断しかねる書類（印鑑証明の期限・税金の未納など）が成約後に明らかになった場合の再発行は出展者のご負担となります。

5. < 機械の会場への搬入 >

出展受付済みの機械は、必ず期限内に搬入することとします。

運送手配をされる際、必ず別紙「相互通商オークション会場手順書」を運送会社に送付してください。

搬入時間（月）-（金） 午前8：30～ 午後4：00 祝祭日に搬入はできません。

厳守にご協力ください。（昼休み 正午～午後1：00）

機械搬入時に必ず納品書（委託者の名が記入されたもの）を持参してください。（出展者が分からない場合、荷受けをできないこともあります。）

※午前8：30の荷受開始前または夜間の待機は、当社指定の駐車場内(添付の地図参照)でエンジンを切ってください。

路上での駐停車は必ず避けてください。

※法定（D6, D60P）サイズ以上のブレードは、必ず本体から取り外しして搬入して下さい。幅のはみ出しがあった場合は、当該警察の指導により会場での荷受はできません。

※ 会場の近隣への迷惑（騒音・違法駐車・ゴミ捨てなど）行為がないよう手配ください。

6. < 洗車必要・バッテリー不良・タイヤバーストの恐れと判断された場合 >

・会場で当社スタッフの判断に基づき作業を手配するものとします。費用はオークション終了後、自動的に落札価から清算するものとします。

混雑期はオークション会場内で洗車はできません。

機械を一度搬出して外注になる場合があります。その際、洗車場までの往復運賃が別途加算されますので必ず搬入前に洗車の確認をしてください。

・ドアやフロントウィンドウなどが取り外されたままの機械は出展できません。必ず取り付けた状態で搬入してください。

7. < ブレード、キャビンなどが分解されて搬入された機械 >

取り外されて搬入された部品は会場にて取り付けてから、オークションに出展されます。作業費は出展者の負担となります。

料金は当社の規定に基づくものとなります。

8. < 車輛の出展について >

車輛専用申込書と一緒に車検証の複写を提出することとします。

車輛の出展については下記の大きさまでとなります。

ダンプ 10tまで

ミキサー車 10tまで

セルフローダー 10tまで

平ボディー 10tまで

*その他の車輛については別途当社担当者と事前協議することとします。

9. < オークションにおける競りと販売の原則 >

・すべての出展機械は、最高入札価で販売されます。最低価格は設定されません。

・出展者は出展を決定した日から当社の当該オークション終了までは、委託出展を決定した機械を当社以外で販売や商談をしない事とします。出展決定した時点で、当該機械の売買に関する第一優先権は、主催者である当社に帰属するものとします。

・出展者（あるいは関係者）自身が自分の出展機械に入札し落札をすることは禁止です。

もしそのような行為が発覚した場合、落札価の20%の違約金が課せられます。

・成約後、商品の代金が当社に全額支払われた時点で、所有権は落札者に移転します。

・やむを得ないとオークショナーが判断した場合、一度落札された機械を再び競り直す場合があります。その際、出展者の承諾を得ることなく行うものとします。

やり直した場合は2回目、もしくはそれ以降、最後に行われたオークションの価格が落札価格となります。

最後の落札以外は無効になります。

10. < 当社(オークショニア)から出展者への支払い >

開催週の最後のオークション終了日から10営業日後の支払いとなります。支払日前日に計算書をFAXします。内容をご確認の上、押印してFAXにて返送ください。押印された計算書が出展者から当社への請求書となります。落札者からの回収が、やむをえない理由で不可能に陥った場合の成約は協議の上、無効となることがあります。

11. < 成約後に機械の不具合が発生した場合の出展者の負担について >

成約後（出展者への代金支払い済み後も含む）であっても、会場から搬出の際の積み込み、港への移動中または港において多量の油漏れなど基本的パワーラインの不具合、必要最小限の修理にかかる費用は出展者負担となります。その際は清算後であっても別途、出展者に内容を報告の上、当社から請求いたします。

また、ブレード・キャビンなど搬出の為に解体が必要な際、サビなどが原因でボルトを切断しなければならない場合は、その工賃および新品のボルトの代金は出展者の負担となります。

・ トレーラーによる運送が不可能で、自走しなければ会場から搬出ができないサイズの商品

（50t以上のクレーンなど）については、出展申し込み時にあらかじめ、出展者により陸送会社を指定致します。落札者は可能な限りその指定会社に陸送の手配することとします。

搬出後の移動中または港への搬入時に、上記と同様の緊急の修理が必要になった際には当社の判断により、出展者に修理代を請求致します。

12. < 反社会的勢力排除 >

出展者または落札者が、個人または団体であるかを問わず、次の各号のいずれかに該当した場合には、当社は何らかの事前通告を要しないで、オークションの参加の拒否、または出展・落札の取消ができるものとします。この場合、出展者または落札者に損害が生じても、当社はこれを一切賠償する義務を負わず、出展者または落札者は、当社が被った損害の賠償をする義務を負うものとします。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、反社会勢力と称します）である場合、または反社会的勢力であった場合。

(2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与している、または関与していたと認められる場合。

(3) 反社会的勢力が利用している、または利用していたと認められる場合。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与している等の関与をしている、または関与していたと認められる場合。

(5) 従業員、役員もしくは相手方経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している、または有していたと認められる場合。

(6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだ場合。

(7) 公序良俗に反する行為をしている、またはしていたと認められる場合。

13. < 免責 >

当社は、天災、事変、その他の非常事態、または当社オークションに係る設備に障害が起因するオークション

の開催中断・遅延・実施不能の場合において出展者及び落札者に発生した一切の損害について責任を負わないものとします。

賠償責任

当社は、開催にあたる搬入から搬出までの間、盗難及び損傷は当社が保証しますが、その期間においての放置機械等正当な手続きのない機械や地震・ひょう・大雪・洪水・その他の天災や当社の責任が認められない場合は、当社はその対象としないものとします。

14. < 準拠法 >

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

15. < 協議及び管轄 >

本規約に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合には、当社と出展者及び落札者が誠実に協議し、解決するものとします。当社との取引、運営、その他本規約に関しては日本の法令に基づき解釈され、本規約またはオークションに基づき、もしくは関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を当該紛争に関する第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

16. < 本規約の改定 >

本規約の改定は、当社は、その運営上必要かつ相当であると認める場合、委託者および落札者の承諾を得ることなく、変更規定の内容を当社が適当と判断する方法で出展者および落札者に通知することにより、本規約を改定できるものとします。この場合、出展者及び落札者の権利義務その他当社の運営・管理に関する条件は、変更後の規約によるものとします。

相互通商株式会社

〒135-0034 東京都江東区永代1-13-4 不二荘ビル202

TEL 03-3643-3011

FAX 03-3643-9922

車検証などの書類に関する規約(SOGO オークション)

譲渡書類について

*譲渡書類とは成約車両について新規登録、移転登録、抹消登録に必要な譲渡書類で、全国どこの陸運支局でも登録可能な書類とします。

1. 成約車両の譲渡書類は、オークション開催日当日より **8 日以内**に弊社へ提出しなければならないものとします。
2. 譲渡書類で有効期限のあるものは、オークション開催月の翌月末以上なければならないものとします。
3. 譲渡書類の有効期限がオークション開催月より翌月末に満たないもので、有効期限がオークション開催日当日より **21 日以上**のものは、出品申込書に有効期限（名変期限）を記載し、オークション開催日当日 **8 日以内**に提出するものとします。
4. 自賠責保険は自家用とし、離島税率による追徴金が発生した場合には、出品者が追徴金を負担するものとします。但し、出品申込書に記載があるものは落札者が追徴金を負担するものとします。
5. 出品申込書にリサイクル料金の申請がある場合は、出品者は譲渡書類と共にリサイクル券または、リサイクル料金委託証明書を提出するものとします。
6. 車検満了日が同年度内（翌年 4 月・5 月を含む）の成約車両は、原則として継続検査用納税証明書を添付するものとし、後日請求の場合、落札者は車両満了日の **1 ヶ月前**より請求できるものとします。
また、出品者は落札者の請求日から **8 日以内**に提出するものとします。
7. 落札者は弊社より譲渡書類を受領した際、不備がないか確認する義務を負い、不備があった場合は、弊社より書類発送後 **10 日以内**に連絡するものとします。

名義変更と抹消依頼

1. 落札者はオークション開催月の翌月末まで、または譲渡書類の有効期限内（出展申込書記載、早期名義変更を含む）に移転登録等の手続きをしなければならないものとします。
2. 落札者は、移転登録または、抹消登録を完了した場合は、直ちに名義変更完了通知を添付して弊社に通知しなければならないものとします。但し、**FAX** 送信での名義変更完了通知の場合は、落札者の責任において弊社に受信の確認をするものとします。
3. 落札者は名義変更完了後、車検証の写しをオークション開催月の翌々月 **5 日**までに提出するものとします。
4. 車検満了日がオークション開催月の翌月末以上の成約車両は原則として落札者にて転入抹消するものとします。

リサイクル料金

1. リサイクル料金預託済み車両で出展者の申告がある場合、弊社該当リサイクル料金相当額を落札者に請求し、出展者に支払うものとします。
2. リサイクル料金預託済み車両で出展者による申告のないものに関しては、車両金額に当該リサイクル料金相当額を含むものとし、再採算は行わないものとします。
3. リサイクル料金相当額は、納付した際の総額から C 券の「資金管理料金」を除いた金額とし、非課税とします。

自動車税

1. 自動車税預かり金は、開催月の翌月を起算とする当年度残月分相当額とします。
2. 落札者が名義変更後、同年度ないに抹消登録をした場合は、抹消した日から **5 日以内**に弊社へ連絡し、車検証等の写しを提出したものに限り、自動車税を再清算します。

第103回6月オークション委託申し込み用紙 弊社担当

宛

相互通商株式会社 TEL : 03-3643-3011 FAX : 03-3643-9922

お申し込みされる前に、締め切り前であることを電話で各担当者にご確認下さい。

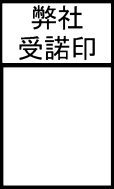
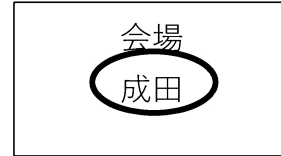
混雑による機械の損傷・リストの誤表記を避けるため、搬入はできるだけ早くお願い致します。

*お申し込み時に、必ず写真をメールして下さい。受信後直ちに検討して返答申し上げます。

*受諾の際は、弊社が右に捺印してFAXを返送、あるいは受諾の旨を返信メール致します。

*車検用書類について、検品日の一週間前までに各コピーをFAXして下さい。

※搬入する運転手の方は必ず出展者名の記された納品書を受付に提出して下さい。



NO	メーカー	車種	年式	HOUR	シューの種類		タイヤ サイズ*	エアコン *1			書類 *2				車検有効日 揚検有効日	リストに記すべき事項	搬入予定日 *必須
	モデル	製造番号		走行KM	幅	mm		A/C	H	C	車	揚	設	譲			
(例)	CAT	20トン油圧ショベル	199x	5000	鉄			A/C	H	C	車	揚	設	譲		メーカー譲渡証有 い筈	
	320	3XM0111x				600	mm		H&C			リ	税	他			
1						mm		A/C	H	C	車	揚	設	譲			
						mm		H&C			リ	税	他				
2						mm		A/C	H	C	車	揚	設	譲			
						mm		H&C			リ	税	他				
3						mm		A/C	H	C	車	揚	設	譲			
						mm		H&C			リ	税	他				
4						mm		A/C	H	C	車	揚	設	譲			
						mm		H&C			リ	税	他				
5						mm		A/C	H	C	車	揚	設	譲			
						mm		H&C			リ	税	他				
6						mm		A/C	H	C	車	揚	設	譲			
						mm		H&C			リ	税	他				
7						mm		A/C	H	C	車	揚	設	譲			
						mm		H&C			リ	税	他				
8						mm		A/C	H	C	車	揚	設	譲			
						mm		H&C			リ	税	他				
9						mm		A/C	H	C	車	揚	設	譲			
						mm		H&C			リ	税	他				
10						mm		A/C	H	C	車	揚	設	譲			
						mm		H&C			リ	税	他				

*1
H : ヒーターのみ, C : クーラーのみ, H&C : 両方あり
*2
車 : 車検証又は一時抹消書類, 揚 : クレーン検査書
設 : 設置報告書, 譲 : 建機工譲渡書, リ : リサイクル券

御社名 ご担当者様

TEL

FAX

e-mail

インボイス登録番号

別紙の委託販売規約に同意する。

当社が出展する機械はすべて当社の所有物であり、盗品・遺失品である機械や第三者に所有権が留保されている機械、第三者に譲渡担保権・質権が設定されている機械等、第三者から権利を主張される可能性のある機械、海外使用機械、事故歴あり、水没歴あり、またはメーター改ざんされた機械ではありません。

ご署名

印

搬入用 成田オークション会場 / AUCTION SITE in Narita



〒289-1225 千葉県山武市沖渡688-16

688-16, Okiwatashi, Sanmu-shi, Chiba-ken, 289-1225, Japan

TEL : 0475-89-3882

FAX : 0475-89-3883

営業時間 : 月~金(祝日除く)

9 : 00~16 : 00

※12 : 00~13 : 00はお昼休憩となります